

令和3年度滋賀県事務適正化(内部統制)の評価について

1 位置づけ

- ・事務の適正な管理および執行を確保する取組である内部統制制度について、令和2年度から導入し、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別・分類し、対応策を講じることにより、不適切な事務処理の発生を未然に防止し、県民から信頼される県政の実現を目指すとともに、職員にとっても、安心して働きやすい職場環境の実現を目指している。
- ・本県においては、「滋賀県事務適正化推進方針(滋賀県の内部統制に関する方針)」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備および運用を行っている。
- ・今般、地方自治法第150条第4項に基づき、内部統制の整備状況および運用状況を評価した報告書を作成し、同条第5項および第6項に基づき、監査委員の審査意見を付けて議会に提出するもの。

2 評価対象期間および評価基準日

- (1) 評価対象期間 令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)
- (2) 評価基準日 令和4年3月31日

3 評価方法

(1) 全庁的な内部統制

全庁的な内部統制の評価項目(6つの基本的要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応))について確認を行い、それらを踏まえ、整備上および運用上の不備の有無を把握し、不備がある場合には、当該不備が重大な不備に当たるかどうかを判断の上、有効性を評価した。

(2) 業務レベルの内部統制

各所属が自己評価を行った上で提出されたチェックシートに記載されている業務レベルの評価項目について、次のアおよびイにより、整備上および運用上の不備の有無を把握し、不備がある場合には、当該不備が重大な不備に当たるかどうかを判断の上、有効性を評価した。

ア 実施率に係る定量的な評価

業務レベルの評価項目のうち、チェック項目の実施率について、定量的な評価を実施した。

イ 事務処理誤りが発生した事務の評価

実際に事務処理誤りが発生した事務を対象として、発生所属における事務の改善状況およびチェック項目の適切性について、チェックシートによる書面調査を行った。

その上で、事務処理誤りが発生しやすいリスクおよび所属を抽出し、該当案件について、現地調査を実施するとともに、会計管理局管理課へ意見を求めた。

4 評価結果

区 分	「整備上の不備」の有無		「運用上の不備」の有無		有効性の評価
	なし	重大な不備の有無	なし	重大な不備の有無	
全庁的な内部統制	なし	—	なし	—	⇒ 有効に整備・運用されている
業務レベルの内部統制	なし	—	① あり (218件)	② あり (2件)	⇒ 有効に運用されていない

「整備上の不備」

内部統制が存在しない、規定されている方針・手続きでは内部統制の目的を十分に果たすことができない、または規定されている方針・手続きが適切に適用されていない不備

「運用上の不備」

整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させた不備

- ① チェックシートにおける事務処理誤りが発生した項目数について、
- ・ 共通の取組項目に係るもの 185 件
(物品登録手続きの懈怠等 36 件、公用車による事故 35 件、契約締結の遅延等 18 件など)
 - ・ 所属独自の取組項目に係るもの 33 件
- 計 218 件の「運用上の不備」を把握した。
- ② 「運用上の不備」218 件のうち 2 件を運用上の重大な不備(※)に該当すると判断した。

※「重大な不備」は、内部統制の不備のうち、「事務の管理および執行が法令に適合しない、または、適正に行われていないことにより、県や県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたもの」であり、次の観点から該当性を検討した。

- 1 県民または事業者の生命・身体・財産その他の権利に重大な影響を与えた、または与えると予想される事案
- 2 県に重大な損害が発生した、または発生すると予想される事案
- 3 社会に重大な影響を与えた、または与えると予想される事案
- 4 監査委員による定期監査の指摘事項
 - ア 法律、条例、規則等に違反し、不当性の度合いの高いもの
 - イ 著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの
 - ウ 前回指摘した事項で改善の努力を怠っていると認められるもの

5 内部統制の重大な不備の是正に関する事項

業務レベルの内部統制に係る運用上の重大な不備については、是正措置を講じ、既に適切な状況を回復している。また、再発防止策を徹底する。

6 監査委員の審査意見

「重要な点において、評価手続および評価結果に係る記載は相当であると認められた。なお、再発防止に向けた取組が全庁的により実効性のあるものとなるよう、内部統制制度に係る不断の見直しを行われたい。」

【参考①】運用上の重大な不備

事案番号	所属	事案の発生日
R3-1	長浜北高等学校	令和3年4月19日
1 件名	未納授業料の私費補填	
2 内容	授業料1名分89,100円が納入されていないことを知りながら、上司に報告せず、未納生徒を特定しないまま、別の生徒名義の虚偽の納入通知書を作成し、未納分の授業料89,100円を私費で補填した。	
3 重大な不備と判断した理由	社会に重大な影響を与えた事案であるため。 (令和3年12月24日公表)	
4 是正の内容	未納生徒の保護者に連絡し、事情説明と謝罪を行うとともに、未納授業料の納付を依頼し、保護者の了承を得た。 令和3年11月25日、保護者から未納授業料を納付いただいた。その際、改めて謝罪を行った。	
5 再発防止策	職場内における連絡・相談体制が十分機能していなかったことについては、上司からの積極的なコミュニケーションを心がけるとともに、報告・相談が安心してできる風通しのよい職場環境づくりに取り組む。 また、授業料未納の原因である授業料徴収者リストの作成誤りについては、その作成方法やチェック体制を見直し、複数チェックや手順の事前確認を徹底する。	

事案番号	所属	事案の発生日
R3-2	東近江土木事務所	令和3年7月12日
1 件名	不適切な契約手続き	
2 内容	令和2年度に発注した橋梁耐震補強工事において、想定を超える湧水が発生したため、工法の見直しのための修正設計が必要となったが、その際に必要な現場試験を、契約手続きを行わないまま業者への口頭指示のみで行い、令和3年度に随意契約にて契約し、費用を支払ったもの。	
3 重大な不備と判断した理由	社会に重大な影響を与えた事案であるため。 (令和4年1月21日公表)	
4 是正の内容	令和3年度の入札監視委員会において、不適切な契約手続きであり、再発防止の措置を講じるよう指摘があった。 その後、再発防止策を取りまとめ、入札監視委員会に報告した。	
5 再発防止策	適切な契約の執行や契約事務の知識の向上を図るため、特記仕様書の改定や研修等を通じて書面による指示を徹底するとともに、契約事務に関する相談窓口を開設した。 あわせて、契約審査委員会のチェック機能を強化するため、審査チェックリストの改定や委員等に対する研修を実施した。	

【参考②】内部統制体制の整備・運用および評価・報告の流れ（概要）

